

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

- 平成十三年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間 (市町村課) 一四五
- 平成十三年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の試験期日、試験場等 (市町村課) 一四五
- 結核予防法による医療担当機関の指定 (保健予防課) 一四七
- 平成十三年度クリーニング師試験の実施 (食品衛生課) 一四七
- 生活保護法による医療機関の指定 (保護課) 一四八
- 生活保護法による施設機関の指定 (保護課) 一四九
- 生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止、休止)の届出 (保護課) 一四九
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出 (地域産業課) 一五〇
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 一五〇
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 一五一
- 家畜伝染病の発生 (酪農畜産課) 一五一
- 北海道漁港管理条例第十三条第一項第一号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の認可を受けなければならない施設の指定の一部改正 (漁港漁村課) 一五一
- 道路の区域の変更及び供用の開始(二件) (道路整備課) 一五一
- 公有水面の埋立ての免許の出願 (砂防災害課) 一五二
- 公有水面の埋立ての免許 (砂防災害課) 一五三
- 公有水面の埋立ての免許 (砂防災害課) 一五三
- 土地区画整理事業に係る換地処分の実施の届出 (都市環境課) 一五四
- 道教育委員会教育長告示 (道教育委員会) 一五四
- 一般競争入札の実施 (道教育庁石狩教育局告示) 一五四
- 特定調達契約(物品の賃借)に係る入札の公告 (道教育庁宗谷教育局告示) 一五五
- 一般競争入札(物品の賃借)の実施の一部改正 (道教育庁胆振教育局告示) 一五六
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (道選挙管理委員会告示) 一五六
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (道選挙管理委員会告示) 一五七

告 示

示

道公安委員会告示

- 遊技機の認定及び型式の検定等の告示 一五七
- 道交通安全対策会議公表
- 北海道交通安全計画の要旨 一六〇

北海道告示第1093号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条の規定により、平成13年度第2次2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間が次のとおり定められた。

平成13年6月19日

北海道知事 堀 達 也

1 男 子

平成13年7月1日(日)から9月30日(日)まで

2 女 子

平成13年8月6日(月)から9月7日(金)まで

北海道告示第1094号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定により、平成13年度第2次2等陸士、2等海士及び2等空士採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり定めた。

平成13年6月19日

北海道知事 堀 達 也

1 試験期日・試験場等

(1) 試験期日

下記期間において、受付時に指定する日

ア 男 子

平成13年7月1日(日)から9月30日(日)まで

イ 女 子

平成13年9月25日(火)及び26日(水)

(2) 試験場の名称及び位置

名 称	位 置	電 話 番 号
陸上自衛隊岩見沢駐屯地	岩見沢市日の出台4丁目313	0126 - 22 - 1001
同 俣知安駐屯地	虻田郡俣知安町字高砂232番地2	0136 - 22 - 1195
同 滝川駐屯地	滝川市泉町236	0125 - 22 - 2141

陸上自衛隊幌別駐屯地	登別市緑町 3 - 1	0143 - 85 - 2011	同 募集事務所	八雲	山越郡八雲町末広111 - 2	01376 - 2 - 2692
同 真駒内駐屯地	札幌市南区真駒内17	011 - 581 - 0736	自衛隊函館地方連絡部今金	瀬棚郡今金町字今金142 - 6	01378 - 2 - 0258	
同 苗穂分屯地	同 東区苗穂町7丁目1番1号	011 - 711 - 4253	募集事務所			
同 札幌駐屯地	同 中央区南26条西10丁目	011 - 511 - 7116	自衛隊函館地方連絡部江差	檜山郡江差町字姥神10 - 13	01395 - 2 - 2476	
同 北恵庭駐屯地	恵庭市柏木町531	0123 - 32 - 2101	募集事務所			
同 静内駐屯地	静内郡静内町字浦和125	01464 - 4 - 2121	自衛隊函館地方連絡部松前	松前郡松前町字建石49 - 42	01394 - 2 - 3774	
同 東千歳駐屯地	千歳市祝梅1016	0123 - 23 - 5131	募集事務所			
同 美唄駐屯地	美唄市字美唄1536 - 1	01266 - 2 - 7141	自衛隊函館地方連絡部函館	函館市千歳町27番12号	0138 - 27 - 4625	
同 丘珠駐屯地	札幌市東区丘珠町161	011 - 781 - 8321	募集案内所			
海上自衛隊余市防備隊	余市郡余市町港町番外地	0135 - 23 - 2243	陸上自衛隊旭川駐屯地	旭川市春光町国有無番地	0166 - 51 - 6111	
自衛隊札幌地方連絡部	札幌市中央区北4条西15丁目1	011 - 631 - 5471	同 名寄駐屯地	名寄市字内淵84	01654 - 3 - 2137	
自衛隊札幌地方連絡部小樽	小樽市稲穂1丁目12 - 8	0134 - 22 - 5521	同 留萌駐屯地	留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地	0164 - 42 - 2655	
募集事務所			同 遠軽駐屯地	紋別郡遠軽町向遠軽272	01584 - 2 - 5275	
自衛隊札幌地方連絡部岩見	岩見沢市2条西5丁目8番地	0126 - 23 - 5514	同 上富良野駐屯地	空知郡上富良野町南町4丁目	0167 - 45 - 3101	
沢募集事務所	村ビル2 F	0136 - 23 - 3540	航空自衛隊稚内分屯基地	稚内市恵比須5丁目2番1号	0162 - 23 - 5377	
自衛隊札幌地方連絡部倶知安	虻田郡倶知安町南3条東1丁目1 - 1	0125 - 22 - 2140	自衛隊旭川地方連絡部	旭川市春光町無番地	0166 - 51 - 6055	
募集事務所			自衛隊旭川地方連絡部名寄出張所	名寄市西1条南9丁目45	01654 - 2 - 3921	
自衛隊札幌地方連絡部滝川	滝川市大町1丁目8 - 27	0125 - 22 - 2140	自衛隊旭川地方連絡部稚内	稚内市大黒4丁目6 - 34	0162 - 23 - 2721	
募集事務所	職業訓練センター1 F	0144 - 32 - 3725	募集事務所			
自衛隊札幌地方連絡部苫小牧出張所	苫小牧市表町1丁目1 - 6	0123 - 23 - 2642	自衛隊旭川地方連絡部留萌	留萌市開運町1丁目51 - 2	0164 - 42 - 4650	
募集事務所	ビル1 F		募集事務所			
自衛隊札幌地方連絡部室蘭	千歳市錦町4丁目33 - 1	0143 - 44 - 9533	自衛隊旭川地方連絡部紋別	紋別市潮見町1丁目2 - 8	01582 - 3 - 2696	
募集事務所			募集事務所			
自衛隊札幌地方連絡部北広島募集事務所	室蘭市東町2丁目21 - 10	011 - 373 - 3067	自衛隊旭川地方連絡部上富良野募集事務所	空知郡上富良野町栄町2丁目1 - 47	0167 - 45 - 3412	
自衛隊札幌地方連絡部江別	北広島市北進町1丁目2 - 2	011 - 383 - 8955	自衛隊旭川地方連絡部遠軽	紋別郡遠軽町岩見通南3丁目1 - 4	01584 - 2 - 6616	
募集事務所	江別市野幌町40 - 16		募集事務所	枝幸郡枝幸町字栄町812番地	01636 - 2 - 1593	
自衛隊札幌地方連絡部琴似	札幌市西区琴似3条1丁目530 - 10 - 3	011 - 643 - 4929	自衛隊旭川地方連絡部枝幸	旭川市宮下通1 8丁目 弘済ビル内	0166 - 22 - 0648	
募集案内所	札幌市厚別区厚別南2丁目6 - 25	011 - 643 - 7379	募集案内所			
自衛隊札幌地方連絡部新札幌募集案内所			陸上自衛隊帯広駐屯地	帯広市南町南7線31番地	0155 - 48 - 5121	
自衛隊函館地方連絡部	同 豊平区月寒中央通8丁目3 - 31	0138 - 51 - 9171	同 美幌駐屯地	網走郡美幌町字田中	01527 - 3 - 2114	
陸上自衛隊函館駐屯地	函館市広野町6番18号	0138 - 53 - 6241	同 釧路駐屯地	釧路郡釧路町字別保112番地	0154 - 40 - 2011	
自衛隊函館地方連絡部	同 広野町6番25号		同 別海駐屯地	野付郡別海町西春別42 - 1	01537 - 7 - 2231	

自衛隊帯広地方連絡部	帯広市西14条南14丁目4番地	0155 - 23 - 5882
自衛隊帯広地方連絡部網走募集事務所	網走市北6条西2丁目8 - 1	0155 - 23 - 2485
自衛隊帯広地方連絡部根室募集事務所	根室市松本町4丁目15 - 2	0152 - 44 - 5743
自衛隊帯広地方連絡部北見募集事務所	北見市北4条東6丁目11	0157 - 23 - 6826
自衛隊帯広地方連絡部釧路出張所	釧路市末広町13丁目1番 G E E ジノン生命ビル2 F	0154 - 22 - 1053
自衛隊帯広地方連絡部帯広募集案内所	帯広市西5条南3丁目 第2いせ さビル2 F	0155 - 23 - 8718
自衛隊帯広地方連絡部中標津募集事務所	標津郡中標津町東1条南1丁目7 - 1	01537 - 2 - 0120

(3) 受験手続

ア 志願書類の請求

最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部において取り扱う。

志願書類の郵送希望者は、あて先を明記した返信用封筒に80円切手をはって同封し、最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に請求すること。

イ 提出書類及び提出先

2 等陸・海・空士志願票（1通）を最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に提出又は郵送すること。

ウ その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに最寄りの自衛隊地方連絡部に連絡すること。

北海道告示第1095号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年6月19日

医療機関の名称	開設者	所在地	北海道知事堀達也 指定年月日
いなほ薬局	㈲ルピナス	小樽市稲穂2丁目22番8号	平成13. 5. 1

北海道告示第1096号

クーリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成13年度クーリー

ーニング師試験を次のとおり実施する。

平成13年6月19日

北海道知事堀達也

1 試験地及び試験場所

(1) 学科試験

ア 試験地は、次の表の右欄に掲げる保健所の所管区域に住所を有する受験者について、それぞれ同表左欄に掲げる市とする。

なお、道外に住所を有する受験者については、札幌市とする。

試験地	保 健 所
札幌市	札幌市、小樽市、旭川市、江別、千歳、倶知安、岩内、岩見沢、滝川、深川、室蘭、苫小牧、浦河、静内、上川、名寄、富良野、留萌、稚内、北見、網走及び紋別の各保健所
函館市	市立函館、渡島、江差及び八雲の各保健所
帯広市	帯広、釧路、根室及び中標津の各保健所

イ 試験場所は、受験者に対し、別に送付する学科試験通知書により通知する。

(2) 実地試験

試験地及び試験場所は、学科試験の合格者に対し、別に通知する。

2 試験期日

(1) 学科試験 平成13年8月29日（水）

(2) 実地試験 学科試験の合格者に対し、別に通知する。

3 試験科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(ア) 薬品による洗濯物の処理方法

a 洗濯物に使用する薬品の鑑別方法

b 洗濯物に使用する薬品の貯蔵及び取扱方法

c 洗濯物に使用する薬品の適応性

(イ) 石けん及び溶剤による洗濯物の処理方法

a 洗濯物に使用する石けん及び溶剤の鑑別方法

b 洗濯物に使用する石けん及び溶剤の貯蔵及び取扱方法

c 洗濯物に使用する石けん及び溶剤の適応性

第1272号

報 公 道 北

(2) 実 地 試 験 洗濯物の処理に関する技能 ア 機械による洗濯物の処理方法 イ 薬品並びに石けん及び溶剤による洗濯物の処理方法 ウ 洗濯物の種類による区分の方法 エ 溶剤の回収方法 4 受 験 資 格 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者 (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者 (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者 (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する規則（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に規定する者 5 受験願書の提出先及び受付期間 (1) 提 出 先 ア レ幌市、旭川市、函館市及び小樽市を除く道内に住所を有する者にあつては、最寄りの道立保健所又は支所 イ レ幌市、旭川市、函館市及び小樽市に住所を有する者にあつては、その市の保健所 ウ 道外に住所を有する者にあつては、北海道保健福祉部食品衛生課 （専用郵便番号 060 - 8588） なお、受験願書は、北海道保健福祉部食品衛生課及び各保健所で配布する。 (2) 受 付 期 間 平成13年7月16日（月）から30日（月）まで（郵送による場合は、平成13年7月30日までの消印のあるものに限って受け付ける。） 6 添 付 書 類 受験願書には、次の書類を添付すること。 (1) 履歴書 (2) 写真（出願前6か月以内に脱帽して上半身を撮影した手札形とし、その裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの） (3) 受験資格を証する書類（卒業証明書等） 7 受 験 手 数 料 1万500円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書の所定の箇所にちよう付し、印章又は署名により消印すること。 8 学 科 試 験 通 知 書 受験願書を受理したときは、試験場所その他を記載した学科試験通知書を送付する。	
---	--

北海道告示第1097号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成13年6月19日					北海道知事 堀 達 也		
名 称	又 は 氏 名	所 在 地	又 は 住 所	指 定 年 月 日			
東 藻 琴 村 国 民 健 康 保 険 診 療 所	玉 川 医 院	網走郡東藻琴村340番地	同 美幌町字稲美00番地134	平成13. 4. 16			
医療法人社団 籀 田園通りさわざき医院		石狩郡当別町北栄町17 - 13	同	13. 4. 1			
石 狩 湾 耳 鼻 科		石狩市花川南8条1丁目2 - 7	同	13. 5. 1			
大 月 ク リ ニ ッ ク		岩見沢市2条西6丁目3番地2	同	13. 4. 1			
岡 本 ク リ ニ ッ ク		小樽市稲穂1丁目8番101号	同	13. 5. 15			
南 樽 整 形 さ い と う		同 入船2丁目3番5号	同	13. 5. 1			
自由が丘みくに耳鼻咽喉科		帯広市自由が丘1丁目1番地11	同	13. 5. 1			
医療法人社団 美瑛循環器・内科		上川郡美瑛町北町2丁目2番17号	同	13. 4. 1			
クリニック							
医療法人社団 未来 ハート整形麻酔科クリニック		苫小牧市三光町2丁目5番地3号	同	13. 5. 1			
にっしん耳鼻咽喉科クリニック		同 日新町2丁目6番13号	同	13. 3. 9			
にっしん内科クリニック		同	同	同			
にっしん泌尿器科クリニック		同	同	同			
医療法人社団 山本耳鼻咽喉科クリニック		函館市昭和1丁目4番18号	同	13. 4. 1			
佐 藤 産 婦 人 科		同 杉並町4番28号	同	13. 3. 1			
山 田 ク リ ニ ッ ク		紋別郡雄武町字雄武1466番地3	同	13. 5. 1			
銭 丸 眼 科		留萌市栄町2丁目5番8号	同	同			
道南訪問看護ステーション		苫小牧市住吉町2丁目2番4号	同	13. 3. 1			
医療法人社団 萌舞会 ハート歯科		石狩郡当別町太美町1473番地12	同	13. 4. 1			
うりゅう歯科クリニック		雨竜郡雨竜町字満寿33 - 24	同	同			
清水デンタルクリニック		恵庭市栄恵町116番地の1	同	同			
み さ き 矯 正 歯 科		北見市大通り西4丁目 ノースウイングビル2F	同	13. 5. 1			
中 川 歯 科		釧路市美原4丁目1番8号	同	13. 4. 1			
大 町 歯 科 ク リ ニ ッ ク		空知郡上富良野町大町4丁目966番43	同	13. 3. 30			

きむら歯科クリニック	富良野市若葉町13-1 つばる富良野店2F	平成13.4.15
フロンティア薬局花川店	石狩市花川南1条6丁目170	同 13.4.1
こぶし薬局	同 花川南8条1丁目2-9	同 13.5.1
フロンティア薬局石狩店	同 花畔4条1丁目138番地	同 13.4.1
いなほ薬局	小樽市稲穂2丁目22番8号	同 13.5.1
南小樽薬局	同 入船2丁目3番2号	同
桜ヶ丘調剤薬局	釧路市桜ヶ岡1丁目9番地	同 13.4.2
ナカジマ薬局市立病院前店	滝川市大町1丁目1番23号	同
日本調剤滝川薬局	同 大町2丁目1-33	同 13.4.1
さくら薬局滝川店	同 大町2丁目1番30号	同 13.4.2
サソライズ調剤薬局	根室市定基町3丁目9番地	同 13.4.1
赤崎薬局八幡通店	函館市亀田本町60番16号	同 13.6.1
東洋薬局亀田港店	同 亀田港町1-21	同
ハイレンデイカルケミカル薬局 桔梗店	同 桔梗町372-282	同 13.4.1
ハイレンデイカルケミカル薬局 中の沢店	同 桔梗町372-377	同
ハイレンデイカルケミカル薬局 昭和店	同 昭和1丁目4番19	同
ハイレンデイカルケミカル薬局 美原店	同 美原3丁目2-13	同
北海道告示第1098号		
生活保護法（昭和25年法律第14号）第55条において準用する同法第19条の規定により、 医療扶助のための施術を担当する施術機関を次のとおり指定した。		
平成13年6月19日	北海道知事 堀 達也	
名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
城整骨院	網走郡美幌町字稲美92番地91	平成13.4.1
ふと美接骨院	石狩郡当別町太美町1473-18	同 13.4.28
はり灸星が浦整骨院	釧路市星が浦北3丁目1-1	同 13.4.20
北海道告示第1099号		
生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定医療機 関等から次のとおり届出があった。		

平成13年6月19日	北海道知事 堀 達也	
名称又は氏名	所在地又は住所	届出の内容
東藻琴村診療所	網走郡東藻琴村340番地	平成13.3.31 廃止
田園通り澤崎医院	石狩郡当別町北栄町17-13	同
医療法人社団こぶし ふし神経クリニック	岩見沢市2条西6丁目3番地2	同
岡本クリニック	小樽市稲穂1丁目8番101号	同
川南外科医院	上磯郡上磯町東浜2丁目22番地39号	同 13.2.26 休止
美瑛循環器・内科クリニック	上川郡美瑛町北町2丁目2番17号	同 13.3.31 廃止
医療法人社団 山田医院	同 本町2丁目6-16	同
山本耳鼻咽喉科クリニック	函館市昭和1丁目4番18号	同
ハート歯科	石狩郡当別町太美長473番地12	同
とだて歯科医院	江別市若草町11番地の6	同 13.5.16 同
中川歯科診療室	釧路市美原4丁目1番32号	同 13.3.17 同
大町歯科クリニック	空知郡上富良野町大町2丁目2番10号	同 13.3.29 同
京田歯科	函館市柏木町24-17	同 13.1.31 同
上野歯科医院	同 杉並町8番14号	同 12.3.26 同
いなほ薬局	小樽市稲穂2丁目22番8号	同 12.4.30 同
南小樽薬局	同 入船2丁目2番8号	同
株式会社アルベリー 蘭調剤薬局	室蘭市知利別町1丁目2番24号	同 13.4.1 変更 (名称)
(変更前) 株式会社アリベリー (変更後) 株式会社マリベリー	室蘭調剤薬局 パルス薬局知利別店	
株式会社ドラックサンジ ヨウ ナカジマ薬局砂川 ターミナル店	砂川市西2条北3丁目1番地1	平成13.4.1 変更 (名称)
(変更前) 株式会社ドラックサンジヨウ 店	ナカジマ薬局砂川ターミナル 店	
(変更後) 株式会社ナカジマ薬局 株式会社ドラックサンジ	ナカジマ薬局砂川ターミナル店 滝川市西町1丁目2番8号	
株式会社ドラックサンジ ヨウ ナカジマ薬局滝川 西町店	滝川市西町1丁目2番8号	平成13.4.1 変更 (名称)
(変更前) 株式会社ドラックサンジヨウ (変更後) 株式会社ナカジマ薬局	ナカジマ薬局滝川西町店 ナカジマ薬局滝川西町店	

北海道告示第1100号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成13年10月19日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着することができると提出すること。

平成13年6月19日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大樹ショッピングセンター

広尾郡大樹町西本通98番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大樹町商工会会長 藤江 英二

広尾郡大樹町西本通98番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社大樹協同商事	広尾郡大樹町2条9番地	二 口 武 久
共和商事有限公司	広尾郡大樹町西本通6番地	市 川 奎 二
合資会社赤玉薬局	広尾郡大樹町西本通19番地	山 中 公 道
鈴木呉服店	広尾郡大樹町西本通49番地	鈴 木 浩 浩
有限会社藤田書房	広尾郡大樹町新通4丁目5	藤 田 栄 一
有限会社西山玩具店	広尾郡大樹町松山町5番地34	西 山 弘 志
有限会社吉田電化センター	広尾郡大樹町高校通26番地6	吉 田 雅 典
TMOサービスカウンター	広尾郡大樹町西本通98番地	藤 江 英 二

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成14年3月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,755㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 114台

イ 駐車場の収容台数 54台

ウ 荷さばき施設の面積 43.1㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 55.3㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時30分

閉店時刻 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後8時まで

2 届出年月日

平成13年6月1日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成13年6月19日（火）から10月19日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日

に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、大樹町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間

等については大樹町へ問い合わせること。

北海道告示第1101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年6月8日、今

金土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年6月19日

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成13年6月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

北海道知事 菅 野 茂

家畜伝染病が次のとおり発生した。

北海道知事 堀 達也

別畜の牛 1 番52線基更中町更音都東河 平成13. 5. 1

同	同	1	足寄郡陸別町字トヌム南4線 101番地	同	13. 5. 2
---	---	---	------------------------	---	----------

[illegible]

同	同	同	1	地	同
同	同	同	1	広尾郡広尾町字紋別12線56番	同

[illegible]

同		厚岸郡厚岸町大字別寒辺牛村 字袋内西野西17線80番地	同
同	1		同
同			同
同			同

同	同	同	5	中川郡本別町押帯479番地の6	同	13. 5.10
---	---	---	---	-----------------	---	----------

同		同	1	紋別郡生田原町字安国166番地 の4	同	13. 5. 14
同		同				
同		同				

同	同	同	1	河東郡上土幌町字上音更 9 番地	同	13. 5. 16
---	---	---	---	------------------	---	-----------

	同
白老郡白老町字森野9番地	同
1	
同	
同	
同	

同		同	12	富良野市字下フラヌイ1694番	同	13. 5. 18
同		同				
同		同				

	同	足寄郡足寄町芳登31番地	1	同	同	同
--	---	--------------	---	---	---	---

回 紋別郡湧別町字呂田地33番 1 回

同	天塩郡幌延町字開進268番地	2	同	同	同
---	----------------	---	---	---	---

同 13. 5. 23 同 登別市青葉町17番地2 1 同 同 同

線391番地

13. 5.30 武田郡真狩村字豊川270番地

平成12年北海道告示第311号（北海道漁港管理条例第3条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成13年8月1日から施行する。

也 蓮 瑠 北海道知事

東静内漁港（静内町）の項中「48メートル」を「38.4メートル」に、「10隻」を「8隻」に改める。

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

3	代表者の氏名	根室市長 藤原 弘	1 免許の年月日	平成13年6月11日
	埋立区域	根室市西浜町10丁目213番地先の公有水面	2 免許を受けた者	
	(1) 位置	次の①の地点から⑪の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑪の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	(1) 名称	北海道
	(2) 区域	四等三角点 穂香 (北緯43度18分42秒740、東経145度33分17秒538) から方向角357度45分38秒の方向1,025.35mの地点	(2) 住所	札幌市中央区北3条西6丁目
			(3) 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也
	①の地点	から方向角357度45分38秒の方向1,025.35mの地点	3 埋立区域	
	②の地点	①の地点から方向角186度31分46秒の方向4.92mの地点	(1) 位置	野付郡別海町尾岱沼港町319番17、319番18及び319番19地先の公有水面
	③の地点	②の地点から方向角277度55分25秒の方向14.76mの地点	(2) 区域	次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
	④の地点	③の地点から方向角187度55分23秒の方向9.98mの地点	①の地点	3級基準点 尾岱沼漁港 (北緯43度33分47秒9166、東経145度13分37秒2318 (新座標13系 X = -48,045.801、Y = 78,917.390)) から方向角58度50分55秒の方向77.95mの地点
	⑤の地点	④の地点から方向角277度55分30秒の方向4.70mの地点	②の地点	①の地点から方向角87度30分24秒の方向1.93mの地点
	⑥の地点	⑤の地点から方向角7度55分23秒の方向13.66mの地点	③の地点	②の地点から方向角87度29分53秒の方向58.07mの地点
	⑦の地点	⑥の地点から方向角277度54分47秒の方向1.83mの地点	④の地点	③の地点から方向角177度29分56秒の方向39.14mの地点
	⑧の地点	⑦の地点から方向角7度55分24秒の方向42.06mの地点	⑤の地点	④の地点から方向角267度29分53秒の方向58.07mの地点
	⑨の地点	⑧の地点から方向角146度46分48秒の方向14.74mの地点	⑥の地点	⑤の地点から方向角177度28分12秒の方向0.43mの地点
	⑩の地点	⑨の地点から方向角186度32分04秒の方向10.00mの地点	⑦の地点	⑥の地点から方向角267度30分19秒の方向1.93mの地点
	⑪の地点	⑩の地点から方向角164度26分25秒の方向10.79mの地点	(3) 面積	2,350.00㎡
	(3) 面積	590.31㎡ (海浜地盛土 325.40㎡)	4 埋立に関する工事の施行区域	
	埋立に関する工事の施行区域	根室市西浜町10丁目213番及びび213番地先	(1) 位置	野付郡別海町尾岱沼港町319番17、319番18及び319番19地先
	(1) 位置	次の①の地点から②の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	(2) 区域	次のS 1の地点からS 12の地点までを順次に結んだ線及びS 1の地点とS 12の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
	(2) 区域	四等三角点 穂香 (北緯43度18分42秒740、東経145度33分17秒538) から方向角358度41分43秒の方向1,073.38mの地点	S 1の地点	3級基準点 尾岱沼漁港 (北緯43度33分47秒9166、東経145度13分37秒2318 (新座標13系 X = -48,045.801、Y = 78,917.390)) から方向角50度34分26秒の方向78.86mの地点
	①の地点	①の地点から方向角186度32分04秒の方向140.00mの地点	S 2の地点	S 1の地点から方向角87度29分59秒の方向5.80mの地点
	②の地点	①の地点から方向角276度32分04秒の方向40.00mの地点	S 3の地点	S 2の地点から方向角177度30分13秒の方向4.73mの地点
	③の地点	②の地点から方向角6度32分04秒の方向140.00mの地点	S 4の地点	S 3の地点から方向角93度40分04秒の方向6.21mの地点
	(3) 面積	5,599.99㎡	S 5の地点	S 4の地点から方向角173度23分33秒の方向4.61mの地点
	5 埋立地の用途	船揚場施設用地	S 6の地点	S 5の地点から方向角87度29分55秒の方向53.50mの地点
北海道告示第1108号			S 7の地点	S 6の地点から方向角177度29分54秒の方向40.00mの地点
公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。			S 8の地点	S 7の地点から方向角267度29分53秒の方向54.18mの地点
平成13年6月19日			北海道知事 堀 達也	

者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁企画総務部財務課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 162 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	
調達停止口振振調達図知長	
北海道教育庁石狩教育局告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成13年6月19日 北海道教育庁石狩教育局長 藤 谷 剛 教 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価） パーソナルコンピュータ 1式 42台×1校（普通科） (2) 調達を要する物品等の仕様等は、入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契約 期 間 平成13年9月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成19年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納 入 期 日 平成13年9月1日（土） (5) 納 入 場 所 北海道札幌白陵高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成13年6月19日から7月11日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課） (2) 入 札 日 時 平成13年7月27日（金）午前10時（郵送による場合は、平成13年7月26日までに必着のこと。） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名称及び数量（1月当たりの単価） ア パーソナルコンピュータ 4式 42台×4校（普通科） イ パーソナルコンピュータ 1式 42台×1校（職業科） ウ パーソナルコンピュータ 1式 7台×1校（盲学校） エ パーソナルコンピュータ 1式 7台×1校（聾学校） (2) 予 定 時 期 ア～エ 平成13年11月頃 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目	

北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落 札 者 の 決 定 方 法 北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格 (1月当たりの単価)をもって入札 (有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 10 契 約 書 作 成 の 要 否 11 そ の 他 (1) 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であつて、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515 (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 12 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : a . Personal Computer 42 1set B . Contract term From September 1, 2001 to August 31, 2007	
C . Bidding date and time : 10 : 00 A. M. July 27, 2001 (If mailed, bids must arrive no later than July 26) D . Contact Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Government kita 3, Nishi 7, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan Phone : 011-231-4111 Ext. 34-515	
豊 稔 寛 正 宗 谷 総 務 課 課 長	
北海道教育庁宗谷教育局告示第2号 平成13年北海道教育庁宗谷教育局告示第1号 (一般競争入札 (物品の賃借)の実施)の一部を次のように改正する。 平成13年6月19日 北海道教育庁宗谷教育局長 及 川 英 夫 1の(4)の事項を1の(5)の事項とし、1の(3)の事項の次に次の1事項を加える。 (4) 契 約 期 間 平成13年9月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。	
道 教 育 庁 胆 振 教 育 局 課 長	
北海道教育庁胆振教育局告示第2号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成13年6月19日 北海道教育庁胆振教育局長 木 村 俊 昭 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1月当たりの単価) パーソナルコンピュータ 1式 42台×1校 (普通科) パーソナルコンピュータ 1式 42台×1校 (職業科) 2 落札を決定した日 平成13年4月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 日通商事株式会社 (2) 東京都千代田区外神田3丁目12番9号	

- 4 落札金額
383,880円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道教育庁胆振教育局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
(2) 所在地 北海道室蘭市幸町9番11号

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第84号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成13年6月19日

[北海道社会保険中央病院	同	北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之
[北海道社会保険病院	同	中の島1条8丁目3の18 」を
[同 社団展覧会介護老人保健施設ウイフふくまつ	同	中の島1条8丁目3の18 」に、
[同 札幌平岡病院	同	西岡197番地10 平12.6.5
[同 社団展覧会介護老人保健施設ウイフふくまつ	同	清田区平岡2条1丁目15番20号 平11.3.12 」を
[同 北海道社会保険介護老人保健施設サンプー中一の島	同	西岡197番地10 平12.6.5
[同 北海道社会保険介護老人保健施設サンプー中一の島	同	中の島1条8丁目3番18号 平13.6.11 に改め、
[医療法人札幌平岡病院	同	清田区平岡2条1丁目15番20号 平11.3.12 」を削り、
[医療法人太田病院	同	稲穂3丁目1の3 同
[南小樽病院	同	潮見台1丁目1番7号 同
[愛生会病院	旭川市4条通23丁目左7号	57.12.8 」を

[illegible]

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第46号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4条）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成13年6月19日

北海道公安委員会委員長 潮田隆

1	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都江東区有明三丁目1番地25 アルゼ株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 岡田 和生
	製造又は検査を行う事業所の所在地		鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	セブンラツシュ	
	製造業者名	アルゼ株式会社	
	型式試験番号	14012600	
	検定年月日	平成13年6月19日	
	検定番号	第14012600号	
2	検定の有効期間		公示の日（平成13年6月19日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都江東区有明三丁目1番地25 アルゼ株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 岡田 和生
	製造又は検査を行う事業所の所在地		鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	インターコソチ	
	製造業者名	アルゼ株式会社	
	型式試験番号	14012500	
	検定年月日	平成13年6月19日	
	検定番号		第14012500号
	検定の有効期間		公示の日（平成13年6月19日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都港区愛宕一丁目3番4号愛宕東洋ビル7階 アイジー・テイ・ージャパン株式会社

3	代表者の氏名		代表取締役 スコット・ウインゼラー
	製造又は検査を行う事業所の所在地		大阪府 富田林市大字佐備1811番地1
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	ドラゴンタイス	
	製造業者名	アイジー・テイ・ージャパン株式会社	
	型式試験番号	14012100	
	検定年月日	平成13年6月19日	
	検定番号	第14012100号	
	検定の有効期間		公示の日（平成13年6月19日）から3年間
4	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア
	代表者の氏名		代表取締役 石原 昌幸
	製造又は検査を行う事業所の所在地		沖縄県那覇市港町3丁目4番12号
	型式の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	レースクイーン2	
	製造業者名	株式会社オリンピア	
	型式試験番号	14015500	
	検定年月日	平成13年6月19日	
	検定番号	第14015500号	
5	検定の有効期間		公示の日（平成13年6月19日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアルアンドデイ
	代表者の氏名		代表取締役 杉島紀志男
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
	型式の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR必勝ガイド	
	製造業者名	株式会社サンセイアルアンドデイ	
	型式試験番号	10016700	
	検定年月日	平成13年6月19日	

検 定 番 号	第10016700号
検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成13年6月19日）から3年間
検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 里見 治
製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	埼玉県狭山市大字中新田字芝101 - 1
6	型 式 の 概 要
	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C R U F O キ ヅ S
	製 造 業 者 名 型式試験番号
7	製 造 業 者 名 型式試験番号
	サミー株式会社 14013900
	検 定 年 月 日
	平成13年6月19日
8	検 定 番 号
	第14013900号
	検 定 の 有 効 期 間
	公示の日（平成13年6月19日）から3年間
9	検 定 申 請 者 の 氏 名 又は名称及び住所
	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号 株式会社大都技研
	代 表 者 の 氏 名
	代表取締役 木原 海俊
10	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地
	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号
	型 式 の 概 要
	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名
11	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 回胴式遊技機
	遊技機の区分 型 式 名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 回胴式遊技機
	遊技機の区分 型 式 名
12	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 回胴式遊技機
	遊技機の区分 型 式 名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 回胴式遊技機
	遊技機の区分 型 式 名

概要	製造業者名	株式会社大都技研
	型式試験番号	14014700
検定年月日	平成13年6月19日	
検定番号	第14014700号	
検定の有効期間	公示の日（平成13年6月19日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニユーギン	
代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司	
製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
9	型式の種類	ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	スーパ－EX麻雀MG
	概要	製造業者名 株式会社ニユーギン 型式試験番号 10017100
検定年月日	平成13年6月19日	
検定番号	第10017100号	
検定の有効期間	公示の日（平成13年6月19日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフイア	
代表者の氏名	代表取締役 井置 定男	
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地	
10	型式の種類	ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R男の花道S
	概要	製造業者名 株式会社ソフイア 型式試験番号 10017800
検定年月日	平成13年6月19日	
検定番号	第10017800号	
検定の有効期間	公示の日（平成13年6月19日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社ダイドー	
代表者の氏名	代表取締役 毒島 廣治	
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地	

11	型式の種類	ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	ＣＲゴーゴーアツコちゃんＪＰ
	製造業者名	株式会社ダイドー
	型式試験番号	10019000
検定年月日		平成13年6月19日
検定番号		第10019000号
検定の有効期間		公示の日（平成13年6月19日）から3年間
12	検定申請者の氏名又は名称及び住所	広島県広島市南区仁保3丁目4番2号 株式会社マツヤ商会
	代表者の氏名	代表取締役 山本 基就
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県羽生市大沼2丁目18番 広島県安芸郡海田町南幸町13番5号
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
13	型式名	義太遊
	製造業者名	株式会社マツヤ商会
	型式試験番号	14007300
	検定年月日	平成13年6月19日
	検定番号	第14007300号
検定の有効期間		公示の日（平成13年6月19日）から3年間
13	検定申請者の氏名又は名称及び住所	広島県広島市南区仁保3丁目4番2号 株式会社マツヤ商会
	代表者の氏名	代表取締役 山本 基就
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県羽生市大沼2丁目18番 広島県安芸郡海田町南幸町13番5号
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
13	型式名	夜叉30
	製造業者名	株式会社マツヤ商会
	型式試験番号	14012300
	検定年月日	平成13年6月19日
	検定番号	第14012300号
検定の有効期間		公示の日（平成13年6月19日）から3年間

道庁交通安全対策会議公表

北海道交通安全計画を、平成13年6月7日に作成したので、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第4項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成13年6月19日

北海道交通安全対策会議

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法が制定された。これに基づき、6次にわたる北海道交通安全計画を作成し、昭和46年以降、指定地方行政機関、北海道、市町村及び関係民間団体等が各般にわたる交通安全対策を強力に推進してきた結果、陸上の交通安全対策は、着実な進展を続けてきたところである。

しかしながら、近年、自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加、また、道民生活や経済活動の24時間化等により、道路交通事故による死傷者数は増加しており、21世紀のできるだけ早い段階で安全性を飛躍的に高めた新たな交通システムが出現することが期待されるが、当分の間は「くるま社会」が更に進展し、一層多くの死傷者が生じることが予想され、極めて厳しい状況にある。また、鉄軌道交通においては、事故件数は減少傾向を示しているものの、一たび事故が発生した場合には、多数の死傷者を生ずるおそれがある。

このような状況から、交通事故の防止は、従来にも増して指定地方行政機関、北海道、市町村、関係民間団体、さらには、道民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない喫緊の課題となっており、人命尊重の理念の下に、21世紀の安全な交通社会の形成に向けて、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進していかなければならない。

交通の安全に関する施策は多方面にわたっているので、指定地方行政機関、北海道、市町村、関係民間団体においては、相互に密接な連携を保ち、総合的かつ効果的に実施するものとする。

また、同時に交通安全に関する施策は、道民生活に直接関わるものが多く、この施策の推進に当たっては、道民の十分な理解を求めるとともに、道民が主体的に行う交通安全総点検等により、道民一人一人が自ら取り組む交通安全活動を推進するものとする。

第1章 計画の性格

1 趣旨及び根拠

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、住民の生命、身体及び財産を保護するため、北海道の区域における陸上の交通安全に関して、国に準じた施策とともに、北海道の地域特性に応じた施策を実施することを目的として、北海道交通安全対策会議が作成するものである。

なお、北海道内における市町村で交通安全対策会議を条例により設置している市町村の長は、この計画に基づいて、市町村交通安全計画を作成しなければならない。

また、市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、この計画に基づいて、市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長及びその他の執行機関の意見をきかなければならない。

2 位置付け及び期間

この計画は、平成13年3月16日に中央交通安全対策会議が決定した「第7次交通安全基本計画」における陸上交通の部に基づいており、平成13年度から平成17年度までで計画期間としている。

3 性格及び内容

この計画は、北海道の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱であり、道路交通、鉄軌道交通及び踏切道における交通の安全に関する対策の今後の方向と、北海道交通安全対策会議を構成する関係機関が講じようとする施策等を内容としている。

第2章 北海道における交通安全対策の推進体制

交通社会を構成する人間、自動車・列車等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、適切かつ効果的な施策を総合的に策定し、実施するための北海道における交通安全対策の推進体制は、次のとおりとなっている。

1 北海道交通安全対策会議

○ 根拠

交通安全対策基本法第16条及び北海道交通安全対策会議条例

○ 目的

北海道の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画について審議し、及びその施策の実施を推進するとともに、関係機関相互の連絡調整を図ることなどを目的とする。

○ 組織

北海道知事を会長とし、指定地方行政機関の長、北海道教育委員会教育長、北海道警察本部長、指定都市の長、市町村長及び消防機関の長等を委員とする。

2 北海道交通安全総合対策本部

○ 根拠

北海道交通安全総合対策本部設置規程

○ 目的

交通安全対策を総合的かつ有機的に推進するため、北海道、北海道教育庁及び北海道警察本部の行う交通安全対策の連絡調整を図ることなどを目的とする。

○ 組織

北海道知事を本部長、副知事、北海道教育委員会教育長及び北海道警察本部長を副本部長とし、関係部長等を本部長とする。

また、支庁の所轄区域（市の区域を含む。）における本部の業務の分掌のため、支庁の区域ごとに交通安全総合対策地方本部を置いている。

このほかに、その目的に応じて、要綱及び要領等に基づき、関係機関との連携、交通安全対策の強化等を図っている。

第3章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

1 道路交通事故のすう勢

(1) 道路交通を取り巻く状況

近年の社会情勢は、安全で快適な生活環境の確保、地球環境の保全、少子化と高齢化の進行、国際化の進展、情報技術の高度化、過疎化の進行と地方都市における中心市街地の空洞化、道民生活や経済活動の24時間化等が相まって、ますます複雑化・多様化が進行している。

本道の道路交通環境は、道路の新設や高速自動車国道の延伸等の整備が着実に進められ年々改善されている。また、都市間距離が長く、鉄道輸送等の公共交通手段が少ない本道においては、自動車による移動や輸送に大きく依存しなければならず、今後モ自動車保有台数は、人口の伸びを上回って増加するとともに、運転免許保有者数も増加を続け、これに伴い自動車の走行台キロも着実に増加するものと思われる。人間の過失に基づく交通事故の発生の蓋然性を小さくするための、車両や道路交通システムに関する技術革新が望まれるが、当分の間、本道の道路交通を取り巻く情勢は依然として厳しいものと予想される。

(2) 交通事故の推移

本道の交通事故は、発生件数では昭和45年に30,042件、死者数では昭和46年に889人、負傷者数では昭和45年に43,641人とそれぞれ最悪を記録したが、その後減少に向かい、発生件数では昭和50年に15,971件、死者数は昭和61年には470人とほぼ半減した。しかし、その後は増加の傾向にあり、平成12年の発生件数は30,806件と史上最悪の記録を更新した。

ここ数年の死者数は500人台の前半となっているが、第6次北海道交通安全計画の下でさまざまな交通安全対策を推進したものの、平成12年の死者数を530人以下とするとした、第6次北海道交通安全計画の目標を達成することは出来なかった。

近年の北海道における交通事故の特徴を見ると

α) 事故に占める車両相互事故の割合が高く、発生件数では7割を超え、死者数でも約5割になっている。

b) 死者数の中では、25歳未満の若者と65歳以上の高齢者が大きな割合を占めている、 c) 65歳以上の高齢運転者が第一当事者となる事故は運転免許保有者の伸び率に比例して増加している、 d) 最高速度違反に起因する事故の発生が多く特に若者の無謀運転が約5割を占めている、 e) 死亡事故では、ドライブや観光等のレジャー、訪問や帰省等私用によるものの割合が大きい、 f) シートベルトの着用率は徐々に向上しているが、自動車乗車中の死者では、非着用者の割合が高い、 g) 雪解け頃からスビードの出し過ぎ等によって死亡事故が増加し、春から秋にかけて高い致死率となっている、 h) 冬期間におけるタイヤのスタッドレス化が進んだことで、スリッパに起因する軽傷事故と物損事故が大きく増加したが、人身事故全体の発生や致死率に大きな変化はない こと等が挙げられる。 (3) 道路交通事故の見通し 将来の交通事故の状況については、正確に見極めがたいところであるが、自動車保有台数の伸び等事故発生の諸要因を基に推定すると、平成17年の死者数は、570人程度になると予測される。 2 道路交通安全対策の今後の方向【重点施策】 質的量的に変化している道路交通環境を背景とした厳しい道路交通状況に的確に対処していくためには、人命尊重の理念の下に、交通事故のない安全な交通社会を実現することを理想として、社会・経済情勢の変化を踏まえて、交通事故の実態に十分対応した諸対策を積極的に推進していく必要がある。交通安全対策の推進に当たっては、事故防止対策の充実による事故発生の抑制、被害軽減対策の充実による死者数及び重傷者数の抑制並びに事故発生後の被害者等の負担の軽減を図ることが重要である。 このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、効果的な対策への改善を図るとともに、市民参加型社会の進展、高齢化、高度情報化等の社会情勢の変化に対応した施策の展開を図り、高齢者、身体障害者等の交通弱者や交通事故被害者等の立場に留意するとともに、積雪寒冷地である本道の冬期間の交通安全の確保にも十分配慮する必要がある。このような観点から、次の施策を重点に関係機関・団体の緊密な連携の下に総合的かつ計画的に推進することとする。 (1) 高齢者の交通安全対策の推進 (2) シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底 (3) 安全かつ円滑・快適な道路交通環境の整備	
(4) 交通安全教育の推進 (5) 安全運転の確保 (6) 効果的な指導取締りの実施 (7) 冬道における交通安全の確保 (8) 救助・救急体制の整備 (9) 被害者対策の充実 (10) 交通事故調査・分析の充実 (11) 市民参加型の交通安全活動の推進 3 第7次北海道交通安全計画における目標 交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、道民を交通事故の脅威から守ることが究極の目標であるが、当面、自動車保有台数当たりの死傷者数を可能な限り減少させるとともに、平成17年までに、年間の死者数を、485人以下とすることを目指すものとする。 そのため、関係地方行政機関及び市町村はより一層の連携を図り、道民の理解と協力の下、第2節に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進する。 第2節 講じようとする施策 1 道路交通環境の整備 (1) 道路の新設・改築による交通安全対策の推進 ア 高規格幹線道路から地域の生活道路に至る道路交通ネットワークによって、道路の体系的整備を進めるとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。道民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、交通結節点、交通拠点へのアクセス道路の整備を実施する。 イ 一般道路の新設や改築に当たっては、交通安全施設についても併せて整備することとし、交差点改良や踏切の立体交差化等を推進し、沿道からのアークスを考慮した副道等の整備、路上駐車対策等の推進を図る。また、都心地区等において、人と車の交通を体系的に分離し、コミュニティ道路等の総合的な整備、自転車駐車場の整備を推進する。 ウ 地震や火山噴火等の自然災害に強い幹線ネットワークの整備や防災・セキュリティに配慮した道路交通環境の整備を推進する。また、道路構造物の耐震性の向上を図るとともに、各種防災対策を推進する。 (2) 交通安全施設等整備事業の推進 ア 事故多发地点について詳細な事故分析を行い、これに基づく事故対策に向けた整備を改築事業による整備等と併せて重点的に実施する。整備後においては、その効果を評価し、対策効果が不十分な箇所においては、さらに効果的な対策について検	

討を行い整備を推進する。

イ 幹道駅等の交通結節点において、「平坦性が確保された幅の広い歩道」等を整備するとともに、改築事業等と併せた電線類の地中化を推進し、安全で快適な歩行空間の整備を推進する。特に、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備が面的かつネットワークとして行われるよう配慮する。

ウ 住居系・商業系地区において、コミュニティ・ゾーンの形成と併せて、バリアフリー歩行空間の整備や自転車走行空間の整備等各交通モードの安全で快適な通行空間の整備を総合的に実施する。整備の立案や実施に当たっては、関係住民の等理解と協力を得ることに十分配慮する。事業実施後は、対策の効果を評価するとともに、対策効果が不十分な場合は、追加的な対策の実施を適切に講ずる。

エ 道路交通に関する情報を迅速かつ的確に提供する道路情報提供装置等の整備を推進するとともに、交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を図る。主要な幹線道路の交差点付近における大型案内標識の整備を重点的に進めることとし、ローマ字併用表示・シンボル表示を積極的に取り入れ、国際化の進展等の対応に努める。

オ 自然災害が発生した場合の安全な通行を確保するため、交通管制センター等の交通管理施設及び交通規制資機材の整備を推進するとともに、信号機電源付加装置の整備を推進する。また、自然災害時における道路情報提供装置の整備、広域的な交通管理体制の整備を推進し、安全性・信頼性の高い道路交通の確保に努める。

カ 高速自動車国道等においては、全国的な事業計画に基づく交通安全施設等の整備等について計画的に進めるとともに、渋滞箇所における対策の検討、適切な維持管理等を積極的に推進する。また道路利用者への適切な道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム等の整備を推進するとともに、料金自動収受システムの整備を推進する。

(3) 効果的な交通規制の推進

ア 通過交通が主な道路は、交通流を整序化するための交通規制を実施するほか、既設の交通規制の見直しを実施する。地域交通が主な道路は、通過交通を抑制し、歩行者及び自転車利用者が主な道路は、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制を推進する。

イ 安全施設と併せて計画的・総合的に都市総合交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図るとともに、公共輸送機関の安全・優先通行を確保するための交通規制を積極的に推進する。

ウ 幹線道路の構造等を勘案し、速度規制等について見直しを行いその適正化を図る。

特に、交通事故の多発するカーブ付近においては、対向車接近表示システムを整備するほか、車線分離柵等を併置した右側部分はみ出し通行禁止規制を効果的に推進する。

エ 新規供用の高速道路については、道路構造等を勘案し、適正な交通規制を実施する。既供用の高速道路については、交通流の変動等を総合的に勘案し、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを実施する。

オ 交通事故が多発する路線・地域においては、交通事故の発生実態等を勘案し、季節や路面状況・時間帯に配慮したきめ細かな最高速度の指定、右側部分はみ出し通行禁止等の交通規制を重点に実施する。

カ 災害発生時は、緊急交通路を確保し、被災地への車両流入抑制のための通行止め等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。また、災害対策基本法による通行禁止等の交通規制を迅速かつ的確に行うため、災害の状況や交通規制等に関する情報を提供する交通情報板等の整備を推進する。

(4) 高度情報技術等を活用した道路交通システムの整備

人と道路と車をネットワーク化することによる高度道路交通システムを推進する。車の利用者等に対し、リアルタイムな規制情報等を提供する道路交通情報システムの整備を推進するとともに、インターネットを活用した道路情報の提供を推進する。高速道路においても、広域的な情報提供サービスを拡充していく。

(5) 総合的な駐車対策の推進

ア 都市機能や道路及び交通の状況等に対応した都市交通全体の駐車管理構想を策定し、駐（停）車禁止規制の適切な推進を図るとともに、週末等における駐（停）車禁止規制の解除など駐（停）車禁止規制の見直しを進める。

イ 駐車車場及び駐車の実態を把握するため、駐車場整備計画調査を推進する。また、計画的・総合的な駐車対策のため、駐車場整備計画の策定を行い、駐車場の整備に関する基本方針等を定める駐車場整備計画の策定を推進する。

ウ 違法駐車等に関し、道民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、住民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図る。

(6) 地域住民等と一体となった安全な道路交通環境の整備

地域住民の参加による交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者からの意見を「標識BOX」や「道の相談室」を通じて受け、道路交通環境の整備に反映する。また、インターネットの活用も積極的に推進する。

(7) その他の道路交通環境の整備

ア バイパス・環状道路の整備等による交通容量の拡大策、公共交通機関の利用促進、

交通管制の高度化、フレックスタイムの導入等により、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的平準化を図る交通需要マネジメントの推進を目指す。 イ 重大事故が発生した際には、必要に応じて「北海道道路交通管理協議会」の活動を通じて、速やかに事故発生要因について調査するとともに、発生要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより再発の防止を図る。 ウ 工作物の設置等道路の使用及び占用の許可に当たっては、適正な運用を行うとともに、道路使用許可条件の履行等の維持管理の適正化を図り、道路使用終了後の復旧等について指導を強化する。道路交通の妨害となる不法占用物件等については、指導取締りにより排除を行うとともに、啓発活動を沿道住民等とともに行う。 エ 道路の破損、欠陥又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。 オ 自転車役割と位置付けを明確にし、安全かつ円滑に利用できる自転車利用空間をネットワークとして整備するなど、総合的な自転車利用環境を整備する。また、自転車の安全な乗り方等に関する教育及び広報活動を推進するとともに、効率的・総合的な自転車等駐車場の整備を進める。 カ 子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、都市基幹公園等の整備を推進する。また都市公園、学校等の各種公共施設を有機的に連絡し、災害時には避難路ともなる緑道の整備を促進する。 キ 都市景観の整備、安全で円滑な道路交通や良好な歩行空間の確保等を図るため、電線共同溝等による電線類の地中化を一層推進する。 2 交通安全思想の普及徹底 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ア 幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識を習得させることを目標とする。 イ 小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。 ウ 中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮できる心を育てることを目標とする。	とする。 エ 高校生に対する交通安全教育は、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目指すとする。 オ 成人に対する交通安全教育は、運転免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実を図める。 カ 高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。 キ 身体障害者に対する教育は、身体障害者の不安や危険を解消するとともに、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得することができるようになる。 ク 外国人には、日本の交通社会に柔軟に参加できるよう、必要な技能及び知識を習得させ、安全に道路を通行できるようにする。 (2) 運転者教育等の充実 ア 自動車教習所の教習指導員の資質の向上、教習内容・方法の充実を図って教習水準を高めるとともに、危険予知・危険回避能力の向上を重点とした学科技能一体の教習を推進する。 イ 取消処分者講習等各種講習が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るとともに、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び方法の一層の充実に努める。自動車教習所については地域の交通教育センターとしての機能の充実に努める。 ウ 運転免許取得時講習のほか、自動二輪車安全運転講習及び原付等安全講習を強力に推進するとともに、自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。 エ 高齢者講習の充実及び更新時講習における高齢者学級の拡充に努め、運転適性検査器材等の活用、実車による指導を通じて、身体的な機能の変化を踏まえた個別指導を行う。 オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、着用効果を啓発するキャンペーン等を積極的に行う。シートベルト装着義務違反等に対する街頭での指導・取締りを継続的に実施して、着用率の向上と正しい着用の徹底を図る。 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 ア 交通安全思想の普及・浸透等を図るため、効果的な交通安全運動を組織的・継続的に展開する。運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨等について広く住民
---	---

に周知し、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図る。また、運動の効果を検証・評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮する。 イ シートベルトとチャイルドシートの必要性と効果について広く理解を求め、着用率の向上と正しい着用の徹底を図る。また、後部座席におけるシートベルトの着用推進を図る。 ウ 交通安全運動等の機会をとらえ、走行中の携帯電話の使用及びカーナビゲーション装置等の画像の注視の危険性について、具体的事故事例等を紹介するなどして周知徹底を図る。また、事業所の安全運転管理者、運行管理者等による指導が徹底されるよう努める。 エ 広報媒体を積極的に活用して、具体的に訴求力の高い内容を継続的に実施する等、実効の挙がる広報を行う。インターネット等を利用した交通安全に関する資料の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求める。 オ 高齢者交通安全スクールの積極的な普及・活用を図るとともに、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるよう努める。 カ 歩行者が、ドライバークラッシュ防止の観点から視認性の高い服装を着用し、反射材を活用する気運を醸成し、自転車灯火の点灯の徹底など夜間事故の防止を図る。 キ 各種の交通事故関連情報を統合したシステムを開発し、事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供に努める。自動車アセスメント情報を総合的な安全情報として取りまとめ提供し、関係者の交通安全に関する意識を高める。 ク 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等 コ 交通安全を目的とする民間団体については、その主体的な活動を促進するとともに、団体相互間の連絡協力体制の強化と、官民一体の交通安全活動推進体制の強化を図り、道民挙げての交通安全活動の展開を推進する。本道の交通安全活動の中核となつていゝる交通安全推進委員会等の組織の充実強化を引き続き促進するとともに、活動の活性化を図る。 3 安全運転と車両の安全性の確保 (1) 自動車安全運転センター業務の充実 自動車安全運転センターの行う通知、証明及び調査研究業務の一層の充実強化を図るとともに、高度の運転技能と専門知識を必要とする安全運転指導者、職業運転者及び青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図る。 (2) 事業用自動車の運転者教育の充実 事業者が運転者に対して安全教育を実施する際の教育指針を策定する。また、事業者に対して、事故・違反惹起運転者、初任運転者及び高齢運転者に対する特別な教育を実施することやこれらの運転者に適性診断を受診させること等を義務づける。 (3) 自動車事故対策センターによる自動車運送事業者等に従事する運転者に対する適性	診断の充実 自動車事故対策センターによる自動車運送事業者等に従事する運転者に対する適性診断については、診断技術の向上と診断機器の充実を図るとともに、受診環境の整備を行い、受診を積極的に促進する。 (4) 運転免許制度の改善 交通事故の傾向等最近の交通情勢を踏まえた運転免許制度の見直し検討を行う。運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するための試験方法等の見直しを図る。また、手続の簡素化の推進により更新負担の軽減を図り、運転免許試験場における身体障害者等のための設備・資機材の整備及び運転適性相談活動の充実を図る。 (5) 運転管理の推進及び運行管理の充実 ア 道路交通法に基づく安全運転管理者等に対する講習を充実し、資質の向上と使用者等の安全意識の向上に努めるとともに、安全運転管理者未選任事業所の一掃と事業所内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。また、事業活動に關してなされた道路交通法違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。 イ 運行管理者試験制度を旅客自動車運送事業にも導入する。貨物自動車運送事業等に導入されている営業所の車両数に応じた運行管理者の最低数を、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業にも導入する。また、運行管理者等に対する指導講習内容を充実し、指導の徹底を図るとともに、事故を惹起した運行管理者等に対する特別な講習の導入等運行管理者講習の充実を図る。 (6) 交通労働災害の防止等 ア 「21世紀北の空から安全宣言」をキャッチコピーとして、災害防止団体・業界団体・事業者に対する交通労働災害防止行動計画の策定・周知・点検に係る指導、主要災害防止連絡協議会の開催、道内経済団体への要請、災害事例等の提供、啓発資料の作成、啓発のための広報の実施、交通ヒヤリアップの普及促進等の措置を講じる。 イ 労働基準法等に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業等の重点対象事業に対し監督指導を実施するほか、重大な交通事故発生事業場等については、臨時監督指導を実施する。 ウ 改善基準等の履行確保を図り、併せて交通事故の防止に資するため、陸運関係機関及び警察機関等、関係行政機関との連携を図る。 (7) 道路交通に関する情報の充実 ア 光ファイバークラッシュ等の情報技術を活用し、道路管理用ＩＴＶ等の既存の情報収集・提供システムの一層の充実を図る。また、渋滞状況等の情報を提供する
--	--

道路交通情報通信システムの整備・拡充を図るとともに、道路情報をインターネット技術等を活用して提供することにより、交通の安全と円滑化を推進する。さらに、双方方向通信が可能な光ビーコンを媒体とした、新交通管理システムの構想に基づき施策の推進を図る。

イ 危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（緊急連絡カード）の携行等について危険物運送事業者の指導を強化する。また、危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び装備資材の整備を図る。

ウ 道路交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、情報の質的向上と適時・適切な発表及び迅速な伝達に努める。気象情報や路面状況をリアルタイムに把握するため、気象情報収集装置を設置し、収集した情報を提供する道路気象情報システムの整備を推進する。

エ 道路管理用ＩＴＶの整備を促進し、災害発生時の現地道路交通状況や被災状況を迅速かつ的確に情報収集することにより、関係機関相互が情報共有し、安全で迅速な緊急交通路の確保に努めるとともに、道路情報板やインターネット等を活用した道路交通に関する災害情報の提供を推進する。

(8) 自動車アセスメント情報の提供等

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備情報等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを定期的に提供する自動車アセスメント事業を自動車事故対策センターとともに推進する。また、継続検査時に整備工場の自動車検査員が整備を要すると判断した装置と部位について、「家用自動車の型式別点検結果（ストロング・ウイークポイント）」として取りまとめ、これを保守管理の参考情報として提供する。さらに、チャイルドシートについても、型式ごとの安全性に関する比較情報等を提供することにより、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。

(9) 自動車の検査及び点検整備の充実

ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備を推進することにより自動車検査の確実な実施を図る。また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、整備不良車両の排除等を推進する。指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。軽自動車については、軽自動車検査協会における検査の効率化と検査体制の充実強化を図る。

イ 「自動車点検整備推進運動」を展開するなど、自動車使用者による保守管理の徹底を強力に促進する。また、整備管理者に対しても、その確実な実施を指導する。さらに、整備管理者制度の改善に努める。「不正改造車を排除する運動」を展開し、

自動車使用者及び自動車関係事業者等への啓発を図る。また、構造改善計画の推進を指導すること等により、情報技術を活用した整備技術情報の提供、技術者の教育及び養成等を推進する。

(10) リコール制度の充実

設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車について、リコール制度の適正な運用を図るため、自動車製作者等の系列の販売店に対する販売車両の不具合修理状況の調査及び自動車使用者からの不具合情報の収集・調査を実施し制度の充実を図る。

(11) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保するためＴＳＴークの普及促進等に努める。自転車利用者に対して規格・基準に適合した自転車を利用し、定期的に点検整備を受けるよう呼びかけるなど、安全意識及び点検整備意識の徹底を図る。さらに、自転車の夜間における交通事故を防止するため反射材取付けの普及促進を図る。

4 道路交通秩序の維持

(1) 交通の指導取締りの強化等

ア 歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。無免許運転等の悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を図る。また、過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するなど、この種の違反の防止を図る。

イ 高速道路においては、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施して違反の未然防止及び交通流の秩序を図る。

ウ 高速走行抑止システムや車載式速度監視記録装置等の高度化された取締り用資機材の整備拡充を図るなど、取締り手法の高度化による科学的かつ効果的な指導取締りを推進する。

(2) 交通犯罪捜査及び交通事故捜査体制の強化

ア 交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制を強化するため、専従職員の捜査能力の一層の向上及び体制の充実に努める。

イ 初動捜査体制及び科学的捜査体制を強化するため、事故処理車その他の車両、交通事故自動記録装置等の鑑識装備資機材、交通事故捜査支援システム等の整備を推進する。

(3) 暴走族対策の強化

ア 「暴走族根絶条例」等の制定についての働きかけと支援を行うとともに、報道機関等に対する資料提供を積極的に行ない、暴走族の実態が的確に広報されるよう広報活動を積極的に行なう。また、青少年に対し、暴走族に加入しないよう適切な指導等を促進する。

イ 暴走行為を「しない」「させない」「見に行かない」指導を展開し、家庭・学校・地域が持っている非行防止機能の活性化を図るとともに、暴走族及びこれに伴う群衆のい集されないための環境づくり、暴走行為ができない道路環境づくりを積極的に行う。

ウ 暴走族取締りの体制及び取締り用装備資機材の整備・充実を図るとともに、集団暴走行為・爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、あらゆる法令を適用して検挙・捕導を徹底するほか、解散離脱指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りの強化を図る。

エ 暴走族関係事犯の捜査に当たっては、厳正な処分が行われるよう努めるとともに、グループの解散及びグループからの離脱措置を徹底する。また、暴力団と関わり合いのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

オ 部品等が不正な改造に使用されることがないよう、自動車使用者及び分解整備事業者等に対して、法令の遵守、不正改造の防止の徹底を図るとともに、企業・関係団体に対する指導を積極的に行う。不正改造車両に対する押収措置の徹底を図るほか、整備命令措置を徹底し、運転者だけでなく改造等を行った業者に対しても背後責任の追及を徹底する。

(4) 悪質危険な運転者の早期排除等
交通違反、交通事故事件等の適正な捜査の実施と行政処分の早期上申により悪質危険運転者を道路交通の場から早期に排除する。

5 冬道における交通安全の確保

(1) 冬道の道路交通環境の整備

ア 冬期における安全かつ円滑な交通を確保するため、急勾配を中心としたロードヒータインソク等の路面対策、歩道空間の確保等のための流雪溝の面的整備、防雪柵等の設置及びチェーン着脱場等の施設整備を推進するとともに、道路の改築による峠や坂道等における急勾配箇所の解消に努める。高速自動車国道においては、視程障害緩和対策として防雪林・柵の延伸等の対策を推進する。

イ 冬期の良好な路面の確保に努め、道路除排雪の実施や、スリッパ事故多発箇所を中心に凍結防止剤や砂の効果的な散布による路面管理の充実に努める。市街地においては、交差点周辺を中心に、運搬排雪による見通しの確保に努める。歩道については、特に安全で快適な歩行空間の確保が必要な所において、除雪の重点的な実施や砂の散布に努める。

(2) 冬期の安全運転等の普及

ア 冬道運転経験の少ない者等を対象に、夏期冬道訓練コースを活用し、体験講習を行い冬道運転の不安解消と交通事故防止を図る。また、自動車運送事業に従事する

運転者に対しては、自動車運送事業者団体を通じ「冬道安全運転訓練」を実施する。イ 市町村・関係団体等と連携した、冬道の安全運転技能講習会を開催して知識と技能の向上を図るほか、冬道の交通安全についてのパンフレットを作成・配布し、マスコミ等と連携した広報啓発を行う。

(3) 冬期の交通規制等の充実

ア スリッパ事故が多発しているカーブ、気象・路面状況変化の著しい峠や山間部の道路については、集中可変標識、簡易可変標識等の安全施設を整備し、季節や路面状況に応じたきめ細かな速度規制を実施する。

イ 積雪時における道路標識の視認性を向上させるために、大型化・灯火化・自発光化の整備を行い、交差点付近のスリッパ事故を防止する大型予告表示装置の整備を推進する。

6 救助・救急体制等の整備

(1) 救助・救急体制の整備

ア 市町村における救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。また、高規格救急自動車やヘリコプターを活用し、緊急搬送のより一層の充実を図る。救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を推進する。

イ 救急救命士の養成・配置等の促進、一般の救急隊員が行う応急処置等の充実、救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実を図る。また、メディアカルコントロール体制の充実を図る。

ウ 高速自動車国道における救急業務については、日本道路公団が関係機関と協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。関係市町村・日本道路公団が共に通信連絡体制等の充実を図る等連携を強化する。また、関係機関等は合同訓練を実施し、職員の技術の向上を図る。

エ 大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備及び救護訓練の実施等、集団救助・救急体制の整備を推進する。

オ 救助工作車等の整備を推進するとともに、消防緊急通信指令施設の導入を推進し、救急医療機関等の設備整備とあわせて救助活動及び救急活動の円滑な実施を推進する。また、高速自動車国道における緊急開口部の整備を促進する。

カ 関係機関は、心肺蘇生法を含めた応急手当の知識・実技の普及を図るため、指導資料の作成・配付、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日や救急医療週間等の機会を通じてパンフレット等を配布するなど、普及啓発活動を積極的に推進する。

(2) 救急医療体制等の充実

ア 休日夜間急患センターの設置の促進及び在宅当番医制の普及定着化を推進する。

また、第二次救急医療体制の充実を図るとともに、第三次救急医療体制としての救命救急センターについては、その質の向上を図る。さらに、本道全域をカバーし、重篤な救急患者に対応する高度救命救急センターの整備に向けた検討を進めるほか、救急医療情報システムの充実を図る。 イ 救急医療に従事する医師に対して、呼吸・循環管理等の研修を拡充し、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。看護婦（士）についても、救急看護に関する研修等の充実を推進する。 ウ 医師等が同乗し救命医療を行いながら搬送できるドクターヘリについては、第三次医療圏が広大であることや、冬期間における降・積雪への対応の必要性等、本道特有の地域事情を踏まえながら、導入のあり方について検討を行う。 (3) 救急関係機関の協力関係の確保等 救急医療機関・消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ、連絡体制の明確化等を図る。また、医師が同乗する救急用自動車の医療機関への配置を進めるほか、救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医療機関と消防機関が相互に連携を取る救急体制の整備を促進する。 7 損害賠償の適正化と被害者対策の推進 (1) 無保険（無共済）車両対策の徹底 原動機付自転車、二輪の軽自動車等検査対象外の車両を中心として、自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ・掛け忘れについて一般に周知するとともに、街頭における指導取締りの強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。 (2) 損害賠償の請求についての援助等 ア 交通事故相談所の相談業務の充実を図るとともに、交通事故相談活動の周知徹底を図り、遠隔地に対する巡回相談、電話等による通信相談を実施するなど、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。また、関係保護機関・団体等との連絡協調を促進し、相談員の資質の向上を図る。 イ 相談業務関係機関と密接な連携を保ち、交通事故の損害賠償に関する援助業務の強化を図る。 (3) 交通事故被害者対策の充実・強化 ア 高等学校等に在学する学資負担の困難な交通通児育成のため、高等学校交通通児授業料減免事業を実施し、負担軽減等の援助措置を図る。 イ 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署、交通安全活動推進センター等により推進するとともに、関係機関・団体との連携を図る。また、被害者等に対して交通事故の概況、捜査経過、事件処理結果等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れなどをまとめたリーフレットを作成し活用する。	8 科学技術の振興等 (1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進 ア 道路規制、交通渋滞、交通規制、地域の観光や気象等の情報をリアルタイムに収集・提供するシステムの構築等、ナビゲーションシステムの高度化に関する研究開発を推進する。 イ 渋滞の改善が期待される自動料金収受システムの普及を促進するため、同技術の高度化を進めるとともに、駐車場等道路以外でも利用可能とする技術の開発を推進する。 ウ 各種センサーにより道路交通の状況や周辺車両の状況を把握し、道路等のインフラと車、車と車の間の情報通信等により、運転者の安全運転支援を可能とするシステムの研究開発を推進する。 エ 交差点での効率的な信号制御を行う最適制御アルゴリズム（処理手順）の研究開発及び車載装置等へ多数区間の予想旅行時間を自動提供するシステムの研究開発を推進する。 オ 道路管理の迅速かつ的確な対応による道路交通に対する危険防止を図るため、冬期の路面状況、気象状況等の道路情報を迅速に収集・提供するシステムの構築を研究開発する。 カ 公共交通機関の運行状況を把握し、事業者及び利用者に情報を提供するシステム及び公共交通機関の円滑な運行を確保するシステム等の研究開発を推進する。 キ 携帯用端末や光通信・磁気・音声等を利用した情報提供装置等を用い、高齢者、身体障害者等に経路案内・誘導を行うシステムや信号機の高度化等の研究開発を推進する。 (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の推進 事故多発箇所の調査・分析及び事故原因の追求等事故データを蓄積するとともに、交通事故に関する各種統計の充実を図る。また、各機関が保有する交通事故、車両、道路等に関する情報の有機的結合を推進し、関連データの共有化を行い、交通事故に関するデータ解析等統計分析の高度化を図りながら、地域の実情に応じた対策を推進する。 第4章 鉄軌道交通の安全 第1節 鉄軌道事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向 全国の鉄軌道の運転事故は、長期的に減少傾向にあり、北海道においても平成12年度の発生件数は20件、死傷者数は17人で、7年度の発生件数42件、死傷者数115人と比較して、発生件数で52%、死傷者数で85%の減少となっている。 運転事故の減少傾向は、これまで講じてきた各種の安全対策の成果と考えられるが、平成11年に室蘭線礼文浜トンネルのコンクリート塊の落下事故、江差線でのレール張り出し
--	---

による列車脱線事故等が発生し、社会的に大きな影響を与えた。列車の運行が高密度である現在の運行形態においては、一たび事故が発生すると、利用者の利便に重大な支障をもたらすばかりではなく、被害が甚大となることを示す結果となった。鉄道システムそのものの信頼が揺らぎかねないことも懸念されることから、個別の問題の解決を図り、同種事故の再発を防止することはもとより、高齢者、身体障害者等の鉄道施設の安全な利用にも十分配慮した駅施設等の整備の促進、緊急時に備えた運行管理体制の充実、乗務員等の教育訓練の充実、安全管理体制の充実、鉄軌道の安全に関する知識の普及、効果的かつ機動的な保安監査の実施等の安全対策を推進することとする。特に、次の重点施策を強力に推進する。

1 事故調査体制の充実による同種事故の再発防止

より安全な鉄軌道を目指すためには、事故等の教訓を生かし、同種事故を未然に防止することが極めて重要である。また、平成12年8月に運輸技術審議会鉄道部会において、調査権限を持った常設・専門の鉄道事故調査体制を整備すること等を内容とする「鉄道事故調査に関する提言」が取りまとめられた。この提言等を踏まえ、今後、必要な事故調査体制の整備を進める。

2 事故の未然防止対策の推進

鉄軌道事業者からの事故等の報告制度について、事故報告の内容及び事故速報の対象範囲の見直し等を行い、重大インシデント分析の充実を図り、事故等の未然防止に有効な対策を推進する。さらに、事故等に関する情報公開を積極的に推進し、広く鉄軌道事業者に周知することで、事業者における再発防止対策の充実強化に資することとする。

第2節 講じようとする施策

1 鉄軌道交通環境の整備

(1) 線路施設等の点検と整備

軌道や路盤等の施設の保守及び強化を適切に実施するとともに、降雨による土砂崩壊等による施設の被害を防止するため、線路防護施設の整備を促進する。「トンネル保守管理マニュアル」に基づき、トンネルの適切な保守管理の徹底を図るとともに、軌道の平面性の管理等についても徹底を図る。また、駅施設等については、段差の解消等バリアフリー化を推進するとともに、ホームからの転落事故に対する適切な安全対策の推進を図る。

(2) 信号保安設備等の整備

列車集中制御装置の整備を促進するとともに、既設の自動列車停止装置の高機能化等の運転保安設備の整備・充実を促す。また、事故・地震発生等の緊急時において必要な情報を迅速に伝達し、乗務員が適切に対応できるよう列車無線等の通信装置の整備を促進する。

(3) 鉄道構造物の耐震性の強化

鉄道施設耐震構造検討委員会により取りまとめられた、新しい耐震基準を新設される鉄道構造物に適用すること等により、構造物の耐震性能の向上を図る。

2 鉄軌道の安全な運行の確保

(1) 乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上

鉄軌道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るよう指導する。また、科学的な適正検査の定期的な実施を図るよう指導するとともに、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。

(2) 列車の運行及び乗務員等の管理の改善

大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行うため、夜間・休日における連絡体制の充実、通信手段の拡充を図る。運行管理体制の充実を図ることにより、列車の運行状況を的確に把握し、迅速かつ適切な措置を講ずるよう指導する。また、乗務員等が安全運転を確保できるよう、職場における安全管理を徹底するよう指導する。

(3) 鉄軌道交通の安全に関する知識の普及

踏切事故等鉄軌道の運転事故及び外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会をとらえて、広報活動を積極的に行うよう指導するとともに、特に冬期の踏切事故防止に向けて、鉄道事業者をはじめ自動車関係団体で組織する踏切事故防止運動推進協議会により、全道的な事故防止運動を展開する。また、施設の建設・保守に携わる作業員についても、安全対策の徹底を図るよう指導する。

(4) 鉄軌道事業者に対する保安監査等の実施

鉄軌道事業者に対し、定期的に又は事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転の取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を行う。

(5) 気象情報等の充実

鉄軌道交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、現象に関する情報の質的向上と適時・適切な発表及び迅速な伝達に努め、運行管理へ反映させて事故や運行障害の発生を未然に防止する。また、観測施設を適切に整備・配備し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有や、情報通信技術を活用した観測・監視体制の強化を図る。

3 鉄軌道車両の安全性の確保

(1) 鉄軌道車両の構造・装置の改善

科学技術の進歩、交通環境の変化に対応して鉄軌道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直しを行う。さらに、鉄軌道車両に導入された新基準、車両故障等の原因分析及び車両の安全性に関する研究成果を速やかに技術基準に反映させる。

(2) 鉄軌道車両の検査の充実

